

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和2年11月2日（月）
13時00分開会 14時20分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均（欠席）、山下清美、中河つる子、
鈴木孝寿、佐藤幸一、西山輝和、口田邦男、中島里司、
奥秋康子、加来良明、高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 説明員
(2) 町長からの申し出事項
町長：阿部一男、総務課長：神谷昌彦
町民生活課長：斉木良博、農林課長：寺岡治彦、水道課長：小林 進
- 6 議 件
(1) 議会運営委員会からの報告事項について
・期末手当について
(2) 町長からの申し出事項について
・井戸水の水質検査について
(3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

桜井議長：只今から全員協議会を始めたいというふうに思う。大変お忙しいところお集りいただきましてありがとうございます。本日は、議会運営委員会からの報告事項と、町長のほうからの申出事項について協議会を開催したいと思うので、ご意見を賜りたいというふうに思う。それでは始めさせていただきます。
議件に入る前に、川上議員が目の調子が悪く眼科に行くということで、今日欠席をさせていただきたいという報告があったので報告させていただきます。

(1) 議会運営委員会からの報告事項について

・期末手当について

桜井議長：それでは議件に入らせていただく。

議件1、議会運営委員会からの報告事項についてを議題とする。

議会運営委員会の鈴木委員長から説明をお願いする。

鈴木議会運営委員長：議会運営委員会から皆さんにご報告をさせていただきます。まず、1枚目の資料をご覧ください。令和2年度の人事院勧告が10月7日に出された。いわゆる一般的にいうボーナスの改定について、現行4.5か月のところを4.45か月とするという勧告である。それに伴って、0.05か月減になるという形であるけれども、Ⅱの2番、ボーナスの改定と内容の考え方のところのこの支給月数、令和2年度については、6月期の期末手当1.3月プラス勤勉手当0.95月の合計2.25月は支給済みで、12月期の期末手当1.3月を1.25月に変更し、勤勉手当0.95月は変更しないで合計2.2月となる。更に、令和3年度以降についても、6月期・12月期とも期末手当1.275月プラス0.95月の形で支給をしていきたいということである。

あわせて、もう1枚の資料をご覧ください。議員の報酬についても人事院勧告に準ずるということになっているので、0.05月分を下げるということと、6月が100分の140、12月が100分の305という形で支給をされるということでご理解いただきたいと思っている。条例の改正時期については、職員給与の条例改正に合わせて進めさせていただいて、今後の予定としては11月27日に臨時議会を開催予定であるので、ここでお諮りをしていきたいというふうに考えている。以上である。よろしく願います。

桜井議長：今、委員会の報告から、ボーナスの改定についての説明があったけれども、これについて皆さんから何か質疑があればお受けしたいと思うが、ないか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、ないようなので、議会運営委員会からの報告のとおり、予定されている臨時議会で提案、採決というふうになると思うのでよろしく願います。
ここで休憩する。

【休憩 13：04】

【再開 13：06】

(2) 町長からの申し出事項について

・井戸水の水質検査について

桜井議長： それでは、休憩前に引き続き会議を開く。

議件2、町長からの申し出事項についてを協議する。

冒頭、町長のほうからご挨拶をいただく。

阿部町長： 皆さん、お疲れ様でございます。今日の全員協議会については、今、水ということで問題になっていることについて、今までの経過等について、それからこれからの方向性について、皆さんにお諮りをしたいと思うので、説明したいと思うので、どうぞよろしくお願いをしたいと思う。

桜井議長： それでは、資料に基づいて、各担当課から説明を受けて、その後質疑を受けたいというふうに思うのでよろしくお願います。案件については、資料のとおり、井戸水の水質検査についてである。

それでは、担当課から説明をよろしくお願います。

町民生活課長(斉木良博)： 私のほうから資料の説明をさせていただきたいと思う。井戸水の水質検査ということで、これまでの対応、目的、対象とか、何点か説明させていただく。

1番目、これまでの対応ということだけれども、ご存じのとおり、清水町農業環境整備推進委員会というところで、土壌調査ということで水質検査を行ってきた。平成20年以降は約50地点を継続して、平成30年まで水質検査を実施してきた経過がある。その中で、平成26年度に今回問題になっている亜硝酸性窒素の部分が水質基準として追加されたために、検査項目としても追加しながら検査を行ってきたところである。結果としては、平成30年まで亜硝酸性窒素については検出されなかったということである。農業環境整備推進協議会については、平成30年度に解散をして、その事業については清水町地域農業再生協議会が引き継いで行っているということであるが、検査は実は平成30年度実施後行っていない。今回、住宅を新築されるにあたって新しく井戸を掘った方が、9月に水質検査をして、その井戸から亜硝酸性窒素が検出されたということで町のほうに報告があって、その報告を受けて先月、10月14、15日、字清水、字羽帯、字御影、字旭山、水道の未給水地域の中で抽出をして49地点、井戸水の水質検査を行ってきたところである。道の対応としては、平成11年から硝酸性、亜硝酸性窒素に係る水質調査、土壌調査ということで地下水の常時監視ということで、清水町内においては3地点の水質検査を行っているのだけれども、全道的に行っていて、特に網走地域は高い傾向が示されているということである。お手元の資料の一番最後のページに、北海道のホームページから引用した図面を載せている。こちらについては、平成11年から13年のデータということだが、あまり濃い、淡いというか、色の違いがよく分からないのだけれども、図1は10ミリグラム／リットル以上というものを落としたものと、図2については高濃度の井戸の分布状況を落としたものということになっているそうである。図2について、何となく清水町辺りに印がついているようなふうにも見えるが、清水町については現在3地点行っていて、そのうち1地点が10ミリをほんの少し超えているという状況で、他の2点については基準値以下という状況である。

資料1 ページのほうに戻る。2番目の目的である。今回の水質検査は、先週の10月26日から受付を開始して、10月28日から採水を行っているところだけれども、10月14、15で行った水質検査では特に地域的に汚染が顕著であるというような傾向は見られなかったのも、逆にどこの場所ということに限らず、もしかすると汚染があるかもしれないということで、未給水地域を対象に井戸水を飲用に使っている世帯及び事業所について水質検査を行うということで検査を始めているところである。

3番、対象については、今お話しさせていただいた町内で地下水、井戸水を飲用に利用している世帯と事業所である。検査に係る費用については町が負担するという事になっている。

資料2 ページになる。4番、対象件数だけれども、9月末では4,734世帯の全世帯のうち、給水世帯数については4,209世帯ということになっているので、計算上差引き525世帯になる。10月14、15日、49件行って、4件が水質基準を超えているという結果だった。45件は安全な水、水質基準以下だったということなので45件を引き、今回実施をする事業所それから複数の井戸を持っているところ、それから浄水器をつけている世帯については浄水前の井戸も取るということで、その部分を勘案して全体としては590件程度を想定している。1件当たり4,400円の水質検査手数料がかかるということなので、590件で260万円ほどとなり、10月26日の専決処分において補正予算ということで手数料について確保をしているところである。

5番、今回の水質検査の項目については、亜硝酸態窒素と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計、2項目ということで検査を行う。ちなみに、一般飲用という部分では11項目の検査項目があるが、そのうちの2項目ということを実施する。

6番、検査を行う実施機関については、帯広市内のズコーシャというところに検体を持って行って分析をしてもらう。

7番、今回の受付にあたっての周知方法だけれども、町の防災無線、それからホームページの掲載、町のお知らせ版については11月15日号を予定している。なので、11月13日に配布される予定となっている。それから、農協のファクスの協力をいただいて、組合の方についてはファクスで文書を送信しているところである。

8番、水質検査の実施方法について、現在の実施状況だけれども、1日当たり40件検査を行えるということで進めてきている。今日現在では150件程度、申込みあって、実施済みについては135件ぐらいという状況である。採取については、町民生活課と水道課、農林課、それから帯広保健所の職員につきましてもご支援をいただいて採取にお伺いしているところである。分析結果については、概ね2週間ぐらいかかる。2週間以内にズコーシャから報告が来るのかなというふうに思っている。

9番、結果の通知については、ズコーシャから検査結果をいただいて、そのコピーを対象者に送るということ想定している。それと、採水にあたって、今回保健所の職員がお手伝いしているけれども、井戸水については設置者が本来水質の確保については責任があるということで、その部分は設置者の責任であるということ保健所のほうから注意喚起を同時に行っているところである。検査結果の通知によって水質基準を超えているという場合については、浄水器の補助制度を紹介して、付いていなければ設置、現在付いている場合についてはその機器の更新等を促してい

こうというふうに考えている。

最後のページ、3ページである。10番、実施スケジュールである。今、お話したとおり10月26日から受付を開始して、10月28日から採水を行い検査を依頼している。1番最終日というか、12月10日まで受付をするという予定でいる。受付をしてその後採水にお伺いして、年内には結果が出るかなという日程で、12月10日というふうに定めた。

11番、その他については、家庭用浄水器の設置補助金の部分である。今回、水質検査を行い、その結果に基づいてある程度設置の補助金の申請の増加が見込まれるということで、1,000万円を、10月26日の専決処分ということで補正予算を行っている。説明としては以上である。

桜井議長：今、担当課のほうから説明をいただいた。これについて、何か皆さんのほうからご意見はないか。口田議員。

口田議員：この亜硝酸態窒素の井戸水の件だけでも、新聞で連日この問題について取り上げられていた。それで、それに対して町の対応だけでも、全く対応が遅れていると言っているか、動いていなかったと言っているか。その辺についてどう考えているか、ちょっと聞かせてほしい。

町民生活課長：この件について、どういったようなことを行ってきたということをお話させていただく。一番最初、10月5日、大谷道議が来庁されて町長にお話をされている。その次の日、町内で亜硝酸態窒素が検出されたという方が町長と面談をして、そういう旨をお話されている。なので、10月6日、7日にかけて水道課と農林課と町民生活課でこの問題についてどう取り組むかということをお話している。明けて次の週、10月12日から3課で水質検査を行おうと、町内4地区の中で何地点行うか、どういうふうに行うかということをお話して、10月14、15日、段取りを組んで水質検査を行ったというところである。その後、今回の件でその方から保健所に連絡が行っている。なので、保健所からも町に連絡があって、保健所と10月13日に協議をして、連携しながら今後取り組んでいこうということを行っている。10月14日、15日は採水を行ってきている。ズコーシャへ検体を届けて分析をお願いしている。10月16日、北海道新聞社の取材等があってその対応をしたり、10月16日にズコーシャから速報値のデータが来たのでどういったような対応がいいかということをお話している。申し訳ない、明けてすぐだったと思うが、10月20日は道庁のほうからまた連絡があって、その対応について道庁としてどのような対応をしていくかとか、道庁はどんな対応をするのかということをお話して、電話等の連絡があって対応してきている。10月21日に、町内全世帯というのか、地下水、井戸水を使っているところについて水質検査を行うということをお話したというところである。なので、連日のように協議などしていたというところである。

口田議員：そうやって一生懸命やっておられるということは分かっている。でも、対象、私も御影地区だから井戸水の対象、この問題の対象地区内に住んでいるものだから、こういう問題がぼっと出たとき、うちの水は大丈夫かなというのをほとんどの人が皆心配している。それを町で、内部でいろいろやっているのは結構だけでも、住民としてはやはりどういうことになっているのか知りたいわけである。だから一報ずつ、今どういうことをこの問題について町は取り組んでいるというぐらゐの一報はあってもしかるべきではない

かと思うのだけでも、これを皆に、住民に知らせたのは10月26日ごろだろう。10月5日に発覚して10月26日まで町から何もないのだから、住民に対して話は。住民は大丈夫かなと心配なのだから、何をやっていたと言われても仕方ない。小さな子どもに、井戸水飲んだらだめだよというぐらいのことが周りから聞こえてくるものだから、とにかく清水の水は危険な水、一番危険な水だとまでいうぐらいの問題になったわけである。だから、この問題が出たときには即刻、この問題はこういう問題で、こういうことで出たので、ほかの水は絶対心配ないということをやはり皆に知らしめなかったら、清水の水は危険な水というふうに捉われてしまう。そう思わないか。だから、一生懸命やっているのは結構であるが、住民をないがしろにしてやっていることだから、それを言いたいわけである。

町民生活課長：水道課を含めて3課でいろんな協議をしてきた。農林課では平成30年まで水質検査を実施してきたというデータもあった。その中で、新たに亜硝酸性窒素が検出されたということで、今回の全井戸水を使っている方についての水質検査を行うということになったのだけれども、まずは現状調査をしないと何もこちらも対応策を示せれないということがあった。まず49地点の現状調査を行って、その結果が出ないと、どうするのだということも出ないので。速報値を含めて結果が出るまでの期間があったが、結果が出てすぐ水質検査をするという方向性を決めたということなので。こちらもありまいな情報は出せられないものだから。一番早い迅速な決定をしてきたというところであるけれども、新聞社なりが情報を出すというのはこちらがコントロールできないことなので、タイムラグというか、時間の差はあったのかなと思う。

口田議員：一生懸命やっているのは結構だけれども、事前に40何件検査したが、どこの家でやったのだろうか、どこの家が出たのだろうかということ想像で皆噂をする。私も聞かれたが、どこの家の検査をしたのか私は知らない。というように、もう不信だけが先走りして。それは結果が出なければ何もできんと言うかもしれないけども、今、こういう問題が出ました、今こういうことをやっていますという報告が住民にあってもいいのでは。勝手にやるのではなしに、やはり住民に心配をかけないような方法があるはずなのだけれども、そんなことは一向に構わない。住民に対して周知徹底したのは10月26日だろうと。10月5日に発覚したやつを10月26日まで住民は知らないのである。半月以上、20日間も来ない、知らない人がいるということである。そして、噂ばかりがどんどん広がって、あなたのところは大丈夫かと言われて、そんな話もある。そういうことだから、ちょっと何かの連絡というか、住民に対しての話があってもしかるべきでなかったかなということは今言っている。

町民生活課長：町としては、やはり住民の不安をあまりあおりたくないというか、不安がない状態の中で進めたいと思っていた。なので、情報の出どころが町だけではなくて、いろんなところから出されているので逆に不安になったというところだと思う。町としては、現状調査の結果が出ないと、やはりその水が安全なのかどうか、現況としてどうなのかということ発信できない。曖昧なことを出すということは町としては不安をあおってしまう。住民の方が不安に思ってしまうのではないかという流れの中で決定したこと、確認できたことを進めてきた。だが、いろんな方が情報を

発信するので、それを新聞社なりが記事にしたということの結果、不安に思っているということだから、その情報のコントロールというのはなかなか難しかったと今回は思う。

口田議員：よろしくないけども、ちょっと考えが違う。もう少し住民の目線に置いて進めてほしいということだけである。以上で、終わりである。

桜井議長：次に、何か質疑ないか。中島議員。

中島議員：過去に出ていなかったということで書いてあるけれども、井戸水は個人の財産だから個人の責任でということで話があったけれども、これ過去において検出されなかったというのが実態なのか。後のほうに出ているこの亜硝酸態窒素等が調査、水質検査できるのは管内ではズコーシャだけというふうに書いてある。ということは、今までなかったということと、要するに検査対象、検査依頼する会社によっては全部そういう亜硝酸態窒素が検出している、していないではなくて検査項目で検査できないというふうに取れる。だから、過去の検査結果がどうのこうのというのは、本当に出ていなかったのかということに対しては、多分どなたも答えを出せないだろうと思う。ただ、ズコーシャに出している場合のみ答えが出てくる可能性がある。それ以外の管内の水質検査機関については、検査する能力がないということだから、その辺が今までの流れで、まるっきりなかったのか、出なかったのか。もう過ぎたことはいいのだけど、その辺はどういうふうに捉えているか。

農林課長（寺岡治彦）：先ほど平成26年から清水町農業環境整備推進協議会で、ずっと地下水の調査はしていた。平成26年度から亜硝酸態窒素も、こちらズコーシャのほうに検査を依頼しているので、平成26年から30年度までは亜硝酸態窒素については1件も検出されていなかったというのが事実である。

中島議員：私の聞き方が悪かったか。要するに、平成26年から30年まで検査した結果、出なかったと。これ、全部ズコーシャに依頼しているということで理解していてよいか。その検査対象が、これ毎年何項目かやっていたと思うのだが、同じ場所ですっと26年間続けてやっていたのか。

農林課長：先ほどの説明の中にもあったとおり、平成20年度以降は約50地点を継続して、特に環境が悪かったところを継続して実施してきたところである。

中島議員：継続してということは、同じところで採水していたという理解でよろしいか。

農林課長：場所的には同じなのだが、水を取る場所については家の中にお邪魔して家の中から取らせていただいたり、また家の人がいなければ外の水を取ったりという、ちょっとバラバラな部分がある。

中島議員：結局は、今の農林課長の話だとその敷地内ということで決めて継続して検査したと。それを継続でやっていて、何でもないではなくて、今こうやってみたら対象になる家はかなりある。同じ場所ですっかりやっつて、何でもないところをまた次の年に何でもないという検査ではなくて、これからのこともあると思うけども、もう少し計画的に調査対象をある程度広げていってもよかったですでないか。今回のように、どういうことでこの問題が表に出たか私はよく理解していないけども、そういうことでほかを点々と計画的に全対象者をやっていたというなら別だけど、定めてやっていたというのはちょっと疑問を感じるのだが、その辺については

何か感じ取っていることはあるか。

農林課長：清水町農業環境整備推進協議会については、家畜排せつ物の適正管理だとか、あと土壌の汚染という部分を基本にやってきている。最初のうちは、平成19年度とかは158件とか多い数をやって土壌の分析をしてきたのだけでも、その中から20年度からは、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素は検出されていなかったのだけでも、硝酸態窒素の部分で高い地域を継続して実施してきたというところである。

中島議員：流れについてはぼやっとした感じだけでも、今後の対応について、この9番の検査結果の通知で終わっているけど、今後は町として計画的なものとしてどういうふうなことの考えを持っておられるか。

桜井議長：課長。

町民生活課長：今回の水質検査については、それぞれ井戸水を使っている方で水質検査をされている方もいると思うが、されていない方、不安に思っている方を対象に行うということで呼びかけているところである。安全な水、水質基準を満たしていれば特に対応はいらないと思うのだが、今回の硝酸性窒素もしくは亜硝酸性窒素について何らかの形で水質基準を超えたというところについては浄水器の助成を紹介していくということを行う。あとは、こういったような水質の汚染の部分については、原因究明というのが必要かなというふうに思っている。そちらについては今、保健所それから道庁のほうと協議をしながら、こういったような形で行うかということを検討中である。以上である。

中島議員：最近の知識を持っていないのだけど、これ浄水器そのものが今の硝酸態窒素等を除去する機能、全ての浄水器がそれを全部除去できるというふうに考えておられるのか。

水道課長（小林進）：浄水器だけでも、亜硝酸態窒素が100%取れるという形ではないけれども、ほぼ飲に適すような水の浄水は可能という形になっている。亜硝酸性も、成分によっていろいろ、浄水器によって事前に鉄分だとかそういうものを低減させなければいけないとか、そういうような浄水器もある。それは各メーカー出ている方式によって変わってくるかと思うが、亜硝酸性は取れるという形になっている。

中島議員：浄水器の補助は全額補助なのか。今の水道課長の説明によると適さないメーカーによって機械、種類によって除去できるかできないかというのわからない。、要するに、過去につけた浄水器の全部が亜硝酸態窒素を除去できるという理解をしているのか。それとも、そういう機械があれば更新に対しての補助も当然対象にしていくという考えなのか。その辺、ちょっとお聞かせ願えれば。

水道課長：補助に関しては、2分の1の50万円上限になっている。本町の要件だけでも、水質検査をまずやっていただいて、水質基準のオーバーがあった場合に対象となる。当然、それが何の、鉄なのか、硝酸性なのか、それか亜硝酸性なのか、それに応じたような浄水器になる。それに応じたような浄水器を設置していただいて、設置した後にもまた採水、水質検査をしていただいて、それを結果として町のほうに提出していただくというような形になっている。

中島議員：当然、今のお話を伺っていて、浄水器によっては、あるいは水質によっては、全てとはいうことにはならないのだろうなど。もし1回付けて、付ける前と付け終わった後の水質検査をした結果、それで水質がクリアされていればそれでよしと。もしもクリアさ

れないということはあるだろうか。あったとしたら、それが機種が合わないからといって、1回補助金を出したから、もう出しませんという方針なのか。クリアできて初めて、その浄水器をつけた意味が出てくるのである。メーカーサイドに最初からクリアしたらという条件を付けなければ、いや合いませんでした、また取り替えて町に申請するというスタイルというのは考えられるのだけど、その辺はどの程度慎重に対応できるかと思うのだが。

水道課長：平成31年度からこの50万円に上げたのだけでも、これに伴って当然更新も含めて対処、今言われたように水質が変わる場合もあるし、元の機械の水量、昔は本当に人が飲む水だけの補助だったが、今は生活用水全般の水の水量も確保するというふうな形も含めて、それなりの機械代が一応かかるという形で上限13万円から50万円に上げさせていただいた。その中で、更新も可能という形で今、実施している。

中島議員：今、私が聞いたのは、更新ということと、こういう状況が現時点で出てきたときに新しく浄水器を付けたら飲めるという場合、亜硝酸態窒素についても若干、中身の違いがある。取れないものもある可能性があるといったときに、更新ではなくて新しく付けて、その後の水質検査をした結果、それクリアできていなかったらその機械は合わなかったということ。そんなことは考えられるのか。合わなかったとしたら、またそれを更新ではなくてメーカーサイドにまた新たな機械を頼むと。金額が1件ではなくて2件。1回付けたのだから、メーカーサイドはそれで責任を果たした。だけど、実際に付けて蛇口のほうから水質検査した結果、水質がクリアできていない項目があったという場合に、付けたばかりなのにまたつけ直ししなければならないということはあるだろうか。もし、あったとしたら町としてはまた新しく50万円の補助をすぐ出すのか。これは、適さなかったということだから更新とは違う。余計な心配なのか、その辺の考え方で何かあったらお聞かせ願う。

水道課長：確かにそれはないとは言いきれないけども、基本的にその水質検査一般、先ほど町民生活課長のほうから話があったが、11項目はまずちゃんと水質検査していただいて、その中で何が不適合かというような形の判断をしていただくというのが大条件になる。終わった後にも同じような形で、水質飲適用になるような浄水器をつけていただくというのが条件になるので、基本的には1回という形になるのかなと思う。

中島議員：今のお話の中で、何年かやっていて水質が変わったから更新という形で取り替えるのは、当然積極的に利用者に呼びかける必要があると思うのだけど、どうもそれが、今言った水質がクリアしたかしないかというその責任は町ではなくて、使用した農家の方の責任においてやってくださいと。そういうものだと思う。だから、そうなってくると、メーカーサイドにちゃんと最初から町のほうから、クリアして初めてそれは受け取りますということで、契約の時点から何か、そういう指導というのはしておく必要があるのではないか。今言われたように、課長が言った1回きりということであれば、その1回をクリアできなくても1回なのかということのないように、町サイドからやはりその関係者に私は周知してもらいたいなというふうに思う。以上である。

桜井議長：答弁を求めるか。

中島議員：するという答えをもらえれば。農家、関係者のためになるようにバックアップしてあげてくださいよということを行っている。

桜井議長：答弁をお願いします。

水道課長：ご指摘のとおりかと思う。なかなかその設置者の方については、そういう専門知識が当然ないので、大抵の方はその業者とかそういう方に話を委ねる形、申請もお願いするという形になるかと思うけども、確かに今までそのような、そこまで詳しく話はしていなかったのは事実かなと思っているので、今後、そういう説明についてはしっかりとさせていただいて、指導していきたいと思っている。

桜井議長：ほかにあるか。中河議員。

中河議員：今の浄水器の件については、私は当事者のところに行って聞いていたけども、設置者の方は詳しいことをいろいろ調べて分かっている。先ほど中島議員が心配していたような 50 万円の機械では亜硝酸なり硝酸を除去することができなくて 70 万円の機械をつけないと除去はできないという話を設置者はしていた。そういうことで、今回のように本当に子どもが飲んだら死ぬ可能性もあるような病気が起こる。そういうような命に関係のある井戸水ということで、その原因が書いてあるように家畜のふん尿などによる土壌汚染という、そういうことも書いてあるとすると、全て設置者に任せるのではなく、やはり町として浄水器に関してはこのことを重くみてやるべきでないかと私は思う。それから、このお宅は子どもが生まれたばかりである。それで、本当にその水を飲んだら子どもの消化、飲んだ胃の中で酸素と何か結びついたりして、新聞に出ていたけど、ブルーベビー症候群という病気になる可能性があるというふうに新聞にも書いてあったけど、本当に危険性のある水ということのようである。そういうことでは、これから大きくなっていく子どもに対して、きちんとした危険性を取り除いた水を飲ませてあげるような対応を、町で私はしてほしいと思う。せっかく今、本当に人口問題とか、毎回いろんなことで説明して、1 人でも子どもが多くなるようにという、そういうことを町では掲げてやっている中で、生まれてくる子どもに対してやはり危険なものを飲まずというのは、それは私たちはやはり見ていられないと思う。きちんとやはり、そこのところはそういう浄水器、危険を取り払う浄水器をつけて、飲めるような水になるのだったらそこを設置して安全をちゃんと確保してもらいたいと思う。そこは町でやってもらいたいと思うが。

水道課長：そのとおりであると思っている。当事者の件なのだけれども、こちらのほうにも当然浄水器補助が上がってきており、今年 3 月に一応検査した結果が上がってきている。それについては 10 項目だったけども、その中で硝酸性及び亜硝酸性窒素の合計値だけでも、それは水質基準 10 ミリグラム／リットル以下というような形の中で水質基準をクリアしていたという経緯もあった中で、当初そのような機械が付いていなかったというふうに、うちのほうでは申請が上がってきた時点でその水質検査の結果になっている。最終的には鉄が引っかかっているという形の中で、水質基準がオーバーしているという形の中で、そちらのほうの補助をさせていただいているという認識になっている。今、中河議員が言われるように、乳児に関しては確かに海外でも死亡例もあるというような形の中で、あくまでも母乳を飲まれる、初期初乳という形か、その時期にそういう亜硝酸態窒素のものを飲むと今言われたような形の中で死亡例にもつながっていくという、かなりちょっと危険だというのは出ている。ですから、平成 26 年度に国、日本のほ

うでも亜硝酸態窒素を1項目別に分離して、0.04ミリグラム／リットル以下という形のかなり厳しい基準は設定されている現状であるので、今後も確かに今回のような件があったりもするので、その申請も含めてしっかりと水質を監視していただきたいというような啓発と指導と、それとやはり補助申請があったときにも、しっかりとその辺の最低11項目、その中には亜硝酸態窒素も入っているもので、そういうものをしっかりと見させていただいて、ただ補助を出すだけではなくて、しっかりと安全な水を確保できるような浄水器を設置できるように今後はしていきたいと思っている。

中河議員：

それから、この検査の結果なのだが、2年前に検査したときにはこのものは出ていなかった。その2年後に、今年やったときにこういう硝酸、亜硝酸態というものが出たということでの、2年間でどういふ変化があったのかというか、土壌にそういうものが染みて出たということなのだろうけど、それをやはり対策というか、ここに書いてある土壌、家畜のふん尿だけなのか、どういふ原因があるのかをきちんと調査することが大事ではないかなど。そういうものをやっていく中で、今の地域でも今後出てくる可能性はあるのではないかな。このお宅の例では2年前と今回でそういうふうに変化したということを知ると、ほかの地域でもそういうことが起こり得るのではないかなと思われるがどうか。

水道課長：

今回、採水されたやつは新しく掘られた井戸で、深さが30メートルの井戸を掘ったやつの検査で亜硝酸態窒素が出た。それで、あと母屋というか親の家なのだけでも、すぐ10メートルぐらいの近くに家があるのだけれど、そこにも同じく地下水、そこについては5メートルぐらいの浅井戸で、同じく地下水を使っていたのだけれども、その検査では硝酸態窒素と及び亜硝酸態の合計値は出ていないというような形になっている。今回出たものについては新たに井戸を掘った30メートル級クラスの深井戸で採水したものが亜硝酸態窒素が検出されたという形になっている。

町民生活課長：

補足する。今回、家を建てるにあたって新しい井戸を掘られて、そこからご本人さんが子どもが生まれたということであるので検査をした結果、亜硝酸態窒素が検査結果として出たということだった。それで、町に対してその報告、情報をいただいたので、地域的な汚染があるのではないかなというところから49地点の水質検査を行った。だけれども、地域的に出るというか地域的に汚染されているという部分の水質検査の結果はなかったので、それは地点、地点でどこで出るか分からないよということだった。ということで推測をして、そのほかに井戸水を使っている方が50軒程度おられるから、そこでももしかすると出るかもしれないということで、もともとは設置者の責任であるけれども、今回そういったような情報提供をいただいたので、町として町民の方の飲んでいる水の安全というか安心の確保のために水質検査を実施しようという流れになった。

中河議員：

もう1つ、水道のほうに聞きたいのだけれども、その母屋のほうは5メートルの井戸水の掘ったところという話を聞いて、そして今回は30メートル深くまで掘ったと。すごく何か岩盤という厚いところを通してまで掘った地下水であるならば、そういう汚染水はそこまで浸透していくのか。5メートルとかで出ていなかったものが30メートルのそこでも出るというのが、地下水のことは私は分からないけど、より深くのほうにそういうものがまた出る可能性というのは、水道のほうではどういふふうに見られているか。

水道課長：やはり、地下のものであるので、水質まではなかなか分からない。
先ほど、冒頭に申し上げたとおり、かなりこれについては水脈の関係だとか土質の関係だとか、いろいろ専門知識を有することになるので、先ほど町民生活課長のほうから話があったとおり、北海道と連携しながら有識者の方だとかそういう意見を聞きながら検査、調査をしていくという形に今後していく形になるかと思う。

桜井議長：ほかにあるか。高橋議員。

高橋議員：まず、この資料説明いただいて、そもそもまず分からないのが、この亜硝酸態窒素等々、今回問題になっているものについて、これが人体に及ぼす影響というのは行政のほうではどんなふうに捉えているか。

町民生活課長：まず、今回問題になったのは、水質基準を上回ったというところからいろんな情報が提供されて、今回の件に発展しているのだけど、自分もインターネットだけれども、いろんな健康被害等を調べてみた。まず1点目は、その水質基準に項目として加わった部分なのだけれども、0.04なりの部分を超えるとすぐ健康被害があるかないかという部分については、たくさん調べたけど、結果かなりの高濃度でないと健康被害の例はなかったというふうに捉えている。それ以上、事例としては出てこなかった。例えば、それは大人の場合なのだけれども、肉を食べた場合、その亜硝酸性窒素に汚染された肉を食べた場合に問題になっているメタヘモグロビン血症というものになり、そのときには1%の濃度だったということである。1%の濃度ということは0.04の250倍ぐらいだろうか、そうなると思うのだが、それで肉を食べた場合に具合が悪くなって病院に行っただけで手当をしたら、その場合は治っているということなので、かなりの高濃度でないと健康被害は出ないのだなということを確認している。ブルーベビー症についても、50年から70年前の外国の例だし、日本については、1996年にミルクを飲んで具合が悪くなった子どもがいて、病院に行っただけで手当をしてあげるといふか、新しくミルクを飲ませると回復してというように、そういったような症例、事例があったというぐらいしか、保健所等を含めて確認したのだけれどもそれぐらいしか出てこなかったというのが現状である。

高橋議員：今の説明でいくと、そんなに緊急性も重篤な病気も引き起こすということにもならないと。であれば、報道関係者の方々にもそんな清水の水は飲めないほど大変なものだということではなく、その辺のフォローをしてほしいところであるけれども。とりあえず、急いで改善しなくてはいけないというようなところまでいっていないという事実確認をした上で、浄水器のことなのだけれども、当然、例えば今の0.04が基準値だとしたら、検査結果が0.038、ぎりぎりクリアしていたといった場合、やはり付けたほうがいいのではないかなと、当事者としたらそういう意識になると思う。たまたま隣の家は0.04で基準値をオーバーしてしまっただけで、うちは0.038だから補助の対象にならないとなったとき、その辺、柔軟な対応ができるかどうかということなのだがいかかが。

水道課長：確かに、今言われるように微妙なところかもしれないけども、一応、国の基準として水質基準というものがあって、それが一応0.04ミリグラム／リットルという形の中で、一定の水質、基準がなければ物事がちょっと決定できないので、あくまでもうちとしては0.04ミリグラム／リットルというのを基準として、補助対象

とするかしないかという形が基準となるのではないかと考えている。

桜井議長：ほかにあるか。鈴木議員。

鈴木議員：今、ちょっと高橋議員とのやり取りの中で危険だなと思ったが、健康被害に遭わないから基準値をオーバーしても大丈夫という考え方では当然ないということではいいか。国で定めている基準値が決まっているなら、それをオーバーするということは、必ずしもいい問題ではないということで、そういう認識の下でやられているということではいいか。聞いていたら大丈夫だという話合いになってしまったものだから、その辺をちょっと誤解のないようにしてほしいと思う。要は、基準以下にしたいということではいいか。

町民生活課長：はい。

鈴木議員：そこだけちょっと気をつけてほしいと思う。

ちょっと何点か質問したいのだが、御影地区で井戸を持っている方で、井戸水で水道が来ていないところ。それで、今住んでいないのだが住宅としては持っている。住所は残念ながら今、近隣の町に行っておきに住んでいない。そういう家で、元の自分の家に来て、たまに来てはいるのだけど、そういうところの水質検査は受けられるのかどうか。まず、ここをお聞きしたいと思う。

町民生活課長：申し訳ないがもう一度確認したい。住所はこちらになるのか。

鈴木議員：住所はもうここではない。家はそのまま、古い家を清水町にそのまま置いてある。そしてそこは井戸がある。井戸水で、水道の来ていない地域である。この場合、たまに帰ってくる清水町の御影の家に来たときに大丈夫なのだろうかという問合せが実はあった。これは町で検査していただけるのかどうかお伺いする。

町民生活課長：その家に来られて、水を飲まれるということ。こちらの清水にある家に来る必要があって来られて作業をされたりして、その間に水を飲まれるということであれば、対象として検査は受付する。

鈴木議員：よろしくお願いします。今回、調査されているのは先ほどから出ている水道未給水地区で、井戸水という形のところだと思うのだが、これ、全町的に井戸水を持っているところを調べるというような気持ちはあるのかないのか。多分、今いろいろ問題提起をされたというか、検出された方の地域を中心として考えているが、それよりもまだ、今後問題になってくるのではないかというような、もっと酪農の進んでいるところ、若しくはそういうふん尿の部分を非常に注意しなければならない部分というのが清水町全体には結構ある。ただ、そこは水道というか、若干行っていたりするのだが、そういう部分で地下水があった場合、若しくは地下水があってもなくてもいいのだが、清水全体で調べるというような気持ちはあるのかないのかをお聞きしたいと思う。

水道課長：今回、当初の環境調査については49地点という形だけでも、今回、広報、アナウンスしているやつは行政区全部である。給水区域内であっても地下水をメインとしている方もいらっしゃるの、そういう方についても対象という形で、事業所も同じだけれども対象としている。ただ、もし万が一出た場合に、そこは給水エリアであるから、水をひくという用意があるというだけの違いで、対象は全部である。

鈴木議員：これは、どちらにしても後の問題。まずは、今被害というか、困っている方を救済していくというか、健康のために何とか取り組

んでいただきたいと思うけど、もう御影地域のとある農家さんから何件か言われたのだけど、2種類ぐらいある。1つは、原因追究をちゃんとしてほしいという話をしている。なかなか難しいのは分かっている。でも、何から来ているのだらうというのと、あともう1点は、あまりそんなのは普通出てくるのだから、あんまり調べなくてもいいと言っている方々もいらっしやる。どっちもどっちでいろいろ考え方があるのだなというふうには思っているけれども、今現在対処しているだけだと思うけれども、クリーン農業を推進する上でも、まず最初に健康である。そういうところを踏まえて考えたときに、今後どのようにリンクしながら対応していくのか。今は対処療法だけなのか。今後どういうふうにしていくのかというのは、今の段階でもしあれば教えていただければと思う。

町民生活課長：今回の部分については、先ほど鈴木議員おっしゃったように、水質基準を超えたということは、国が決めている基準を超える水を飲んで、それはやはりいけないことだと思う。なので、飲まないようにしてくださいという飲用指導というのは保健所とともにやっているというところである。高橋議員からご質問をいただいたのは、それによって緊急に健康被害があるかということ、そういったような事例はないということで、例えば聞かれたときにはそういったような説明をするというふうな意味で答えさせていただいた。今後については、まず今回は亜硝酸性窒素と硝酸性窒素、2項目で検査をするのだけでも、その検査項目として水質基準を上回った場合、まずは浄水器を付けていただいて、その部分を除去するというのを対応していただく、検討していただくということである。それと、地下水からそういったような物質が出されているということは、先ほど議員がおっしゃったように原因究明は必要だと思う。それは、北海道のマニュアルの中でもそういったようなものは書かれているので、北海道と連携をして原因調査については取り組んでいく。清水町というか、私たちはそれほどの知見はないので、結局、道の機関なり道の知見なり、道としての対応も含めて連携をしながら原因究明に取り組んでいくということで今、話をさせていただいているというところである。

鈴木議員：原因のところは何が問題かということについて、何となくという想像の世界ではなくて、やはり、ある程度道の知識を借りながら進めていってほしいと思う。

最初のほうの質問に戻るのだけど、先ほど、課長から説明があった10月5日に大谷道議が来たということなのだけど、これ役場が実際にこういう問題があると知ったのはどの課で、若しくは町長なのか分からないけど、この9月の定例会でちょっとだけ、不確かな情報だったがこういう話があるみたいだという噂は聞いた10月5日に、道議が来るということ、とんでもないことだから、これは多分、なぜ道議が来たかといったら、何も対応してくれないからきつと呼んだのかなというふうに単純に思うのだけど、どうなのか。これは初動がいつで、実際知ったのはいつなのか。

桜井議長：答弁。

町民生活課長：先ほど説明の中で口頭で話させていただいたのだが、10月5日が町としては初めて、そういったような情報提供をいただき、そこからスタートというふうになっている。

桜井議長：ほかに質疑はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：ないようであれば、これで井戸水の水質検査についての説明と協議を終わりたいというふうに思う。
ここで休憩する。

【休憩 14：09】

【再開 14：18】

(3) その他

桜井議長：再開する。

それでは、全員協議会、その他ということであるけれども、皆さんのほうから何か、その他でありましたら。なければ事務局のほうから連絡事項がある。

田本局長：それでは、こちらから2点、ご報告をしたいと思う。

まず、1点目、保健福祉課から、只今、障害福祉計画、それから障害児福祉計画の策定にあたって、町民に対するアンケート調査を実施しており、今回、議会議員の皆様に対しても調査を行う旨の連絡が議長のほうにあった。もう既に、それぞれのお宅に対象となる調査の部分がお手元に行っているかと思うけれども、期間内のご協力をぜひともお願いしたいということであったので、ご対応のほうよろしくお願いしたいと思う。

それから、2点目なのだけれども、お手元のほうに資料として配らせていただいているけれども、10月6日に行った清水高校生による模擬議会について、会議録という形で内容をまとめさせていただいた。内容については、表紙をめくったところに目次が出ているけれども、会議の一連の流れの部分と事前学習の資料、あるいは新聞記事のコピー等載せている。まだ、議事録署名委員からの署名はいただいているけれども、この内容についてお目通しいただいて、もしお気づきの点があればご連絡いただければまた調整をしてみたいというふうに思うので、よろしく願いする。最終的には、議事録署名をいただいた後、高校生の皆様に配付、内容についてはホームページ等でも掲載をしていきたいというふうに考えているのでよろしく願いをする。

事務局は、以上2点の報告となる。

桜井議長：ただいまの事務局の報告事項について、何かご意見等はあるか。

(なしという声あり)

桜井議長：では、そのように進めさせていただく。

これで、全員協議会を終わらせていただく。

【閉会 14：20】